

市谷議員 再要望項目一覧

令和7年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
①ピアサポート支援事業所への支援の充実 「当事者・家族等のピアサポート活動支援事業」は、新規立ち上げ支援のみならず活動費への支援もあるが、補助率1／2、上限50万円と、日常的に活動するにはあまりに少ない。例えば、「ピアサポートつむぎ」では、不登校やひきこもり、発達障がい等、多様な課題に取り組んでいるが、運営費が不足し、常に人を配置して対応に当たることができず、週末での取り組みにならざるを得なくなっている。常勤の人員配置ができるよう、県の支援事業を更に拡充すること。	県ではピアサポートの推進や自助グループの育成、拡大を図るため、「鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金」により、ピアサポートに取り組む県内の新規団体の立上げや既存団体に対し活動費を支援している。 補助額の上限50万円については、団体の活動経費を補助する類似の他制度を参考としており、支援の拡充については考えていない。
②障がい者事業所・施設でのいじめ問題への対応策の確立を 障がい者就労支援事業所内で、障がい者間でのいじめがおきている。「いじめ」は、当事者の人生に大きな影響を与えるとされながら、障がい者自身が被害を訴えること自体が困難であったり、障がい特性によるものだと誤解をされて周囲から理解されなかったりと、表面化しづらく、「隠れた問題」となっていることがある。障がい者事業所・施設内及び第三者機関に相談窓口を設置し、当事者に周知すること。また、障がい者事業所内に相談員を置き、その育成や対応方法を確立し、そのための研修を行い、各事業所での早期発見、早期の専門的対応が可能となるようにすること。	障害福祉サービス事業所等は、利用者間でいじめが起きたときなどの相談も含め利用者又はその家族からの苦情等に対する相談窓口の設置、解決のための体制整備等の措置を講じなければならないこととされており、それぞれの事業所で必要な措置を講じられていると承知している。 また、利用者と事業者の双方で話し合っても解決できない場合には鳥取県社会福祉協議会に設置している福祉サービスに関する運営適正化委員会に苦情を相談することも可能である。 今後も、あらゆる研修の機会等を通じ、利用者及びその家族の苦情に対し適切な対応をとるよう周知を図っていく。

要望項目	左に対する対応方針等
③淀江産廃問題への対応について 淀江産廃処分場は、秋には建設が開始されると聞いているが、地下水の安全性が確保されているとは言い難い。県はこの間、地下水流向調査を行い周辺地下水に影響を与えないとの結論を出している。しかし、「日本水道協会」が、2013年には、「水道水源の上流域への産廃処分場設置の原則禁止」や、「廃棄物処理法に基づく埋立処分の禁止区域」として明確に位置付けるよう国に要望し、更には令和5年10月18日の第103回総会では、「水道水源を取水するダムや河川の上流における産業廃棄物処分場等の建設に対し規制を強化すること」を採択しており、命に直結する水道水＝飲み水への対応は、安全に万全を期することが欠かせないことを水道管理者が表明していると考ええる。こうした「日本水道協会」の見解に対する県の認識を示されたい。そして、今からでも淀江産廃処分場の建設は中止することを求める。また、安全監視顧問会議の顧問から、埋め立て開始前にもPFASの検査をすべしと提言されているが、未だに検査されておらず、早急に検査項目に追加すること。また、環境管理事業センターが、計画地にある米子市有地を買い上げると提案しているが、淀江町時代からの一般廃棄物最終処分場に係る「開発協定」では、「目的外使用を禁止」しており、土地の買い上げは「開発協定」を2重に違反させる行為となりかねない。買い上げ中止を県環境管理事業センターに求めること。	飲料水の安全性については、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会において、地下水の流向等を総合的に評価した上で「福井水源への影響となるような懸念材料はない」と結論づけている。 また、令和7年3月開催の「鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問会議」において安全監視顧問から「PFASは、現時点では基準にないため、淀江産業廃棄物管理型最終処分場の監視・指導計画に含めず、今後の動向を見ながら対応することにより。」との意見をいただいたところであり、現時点での実施は考えていない。引き続き、国の基準化の動向を注視していく。 なお、同顧問からは「処分場による影響かどうかを事後的に確認できるよう、事業開始前にバックグラウンドを把握しておく必要があると思う。」と意見をいただいております、処分場稼働前の実施について検討していく。 一般廃棄物最終処分場に係る開発協定は、事業者と米子市（旧淀江町）で締結されたものであり、用途制限の区域は当事者間で判断されるものと考えます。これまでの米子市議会において米子市の解釈が示されており、淀江産業廃棄物管理型最終処分場の計画地が用途制限の区域に含まれないことを当事者間で確認し、合意していると伺っている。

要望項目	左に対する対応方針等
④修学支援新制度（大学無償化制度）の対象となった多子世帯の学生の権利の保障を 低所得者向けの国の修学支援新制度（大学無償化制度）の対象が、2025年度から多子世帯に拡大された。しかし、税法上の扶養者の死去、離婚、出産などで扶養状況が変更となった場合、扶養者変更の確認の時期等によって、対象から外れるという事態が全国で生じている。原則、支援対象は、日本学生機構が定めた基準日（2025年度は、2023年12月31日）の住民税情報をもとに世帯の扶養状況を確認することとなっているが、基準日以降に、税法上の扶養者の死去、離婚、出産などで扶養状況が変わった世帯には猶予措置（適用期間：2025年3月31日）があり、個別に聞き取りなどで扶養が確認できれば支援対象となる。また、4月以降に扶養状況が変わった場合でも、扶養変更前に大学での申請手続きが完了していれば採用されるが、申請手続き完了前に扶養変更となった場合は、採用されなかったという事態が生じている。以上述べたように、多子世帯で制度の対象要件を満たしているにも関わらず、何らかの理由で、税法上の義務者が変更になり、その変更が定められた期間に確認できなかった場合、支援対象から外れ、しかも後に扶養義務者の変更が確認できても、遡って支援を受けることができず、制度の不備・欠陥である。県内では、鳥取環境大学において、多子世帯として申請したが、5名が不採用となっている。鳥取環境大学をはじめ、その他修学支援の対象となっている県内高等教育機関（県立鳥取看護専門学校、県立倉吉総合看護専門学校、県立歯科衛生専門学校、県立農業大学校、県理容美容専門学校、日本海情報ビジネス専門学校、鳥取社会福祉専門学校、鳥取市医療看護専門学校、鳥取大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校、米子医療センター付属看護学校）で、上記の理由で支援対象外となった学生がいないか調査し、対象となるように手立てをとり、年度当初に遡及して支援することや、扶養義務者の変更による影響を受けないよう制度を改善するよう国に求めること。	公立鳥取環境大学や県立の高等教育機関に状況を確認した上で、修学支援新制度が制度の趣旨に沿って円滑に運用されるよう、県内高等教育機関等と連携し制度の丁寧な周知を図るとともに、県としても、各高等教育機関による不採用となった学生へのサポートの状況を注視していく。なお、既に高等教育の負担軽減について国に要望しているところであり、併せて、県内高等教育機関から制度の改善に関する要望等を受けていないため、本件に特化した国への制度改善要望は考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
⑤農業の更なる振興のために ○令和のコメ増産緊急支援事業は、「２０％」増産要件の撤廃を求める声が出ている。「中山間地域で面積拡大ができない」、「現状の規模が大きく、更に２０％拡大は現実的に不可能」と言った声である。また、事業の制度設計が、増産のための機械設備の購入費を支援するとなっており、高齢者や後継者のメドがたっていない農家にとっては、新たな設備投資はしづらく、使えない制度となってしまう。結局、支援が受けられる農家とそうでない農家が生じ、農家を分断し、意欲が削がれる農家も出ていると感じる。「増産」のためには、増産に向かう農家だけでなく、辞めることがないよう今コメ作りをやっている農家全てを支援することが必要と考える。特に、国が所得補償・価格保障に乗り出さない中、高温・渇水の影響、トランプ関税を巡る米国からのコメの輸入拡大、先行き不透明な水田活用交付金など、コメを取り巻く環境は決して安定しているとはいえない。「２０％」増産しない農家への奨励金制度を創設すること。 ○千葉県では先進的な有機の里づくりがすすめられているが、生産だけでなく消費や販路といった出口を戦略的に考えていることが推進の力になっており、生産者・消費者・生協・商工業者・福祉・行政等が入った「連絡会」が有効な推進体制となっていると感じる。鳥取県でも千葉のような「連絡会」づくり、また「オーガニック推進条例」制定や、県独自の機械購入費、有機農産物を活用した新商品開発、学校給食導入支援の事業や制度を検討すること。	令和のコメ増産緊急支援事業については、事業活用の要望が多いことから９月補正予算案での増額を検討しているところである。また、２０％の増産に取り組めない農家も含め、経営規模の大小に関わらず、意欲のある多様な農家に向けた支援策は既存事業で実施していることから、奨励金制度の創設は考えていない。 本県では、ＪＡ、有機農業者、消費者及び県等による「鳥取県みどりの食料システム戦略会議」を設置し、令和５年３月には市町村と共同で「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」を策定して、有機農業の取組を推進していることから、連絡会や条例の制定については考えていない。 また、機械導入や新商品開発、学校給食への有機農産物の導入については、既存事業が活用できるため、新たな事業や制度の検討は考えていない。 【令和７年度当初予算】 ・米が主役！水田未来ステージ総合支援事業 １２７，０５１千円 ・ともに目指す農業生産１千億円！産地・担い手強化支援事業 １９８，４９４千円 ・鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業（技術の確立、推進体制整備、有機農業産地づくり推進） １６，８８０千円 ・６次化・農商工連携支援事業（もうかる６次化・農商工連携支援事業＜始動型＞） ２，５００千円 【６月補正】 ・令和の米増産緊急支援事業 ７０，０００千円 【９月補正】 ・令和の米増産緊急支援事業 ５０，０００千円